

2

2 今後の課題と見直しに向けた検討

- ・ 企業年金・個人年金部会における議論

2040年を展望した社会保障

- 2040年に向けて：高齢者の人口の伸びは落ち着き、現役世代（担い手）が急減
→ 「総就業者数の増加」とともに、
「より少ない人手でも成り立つようにする」ことが必要。

- 国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。

① 多様な就労・社会参加の促進

② 健康寿命の延伸

③ デジタル化等、サービス改革による生産性の向上

+ 給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

※ 社会保障の枠内で考えるだけでなく、農業、金融、住宅、健康な食事、創薬にもウイングを
広げ、関連する政策領域との連携の中で新たな展開を図っていく。

5. 第二の柱：加入可能年齢の引上げなどiDeCo制度の改革

①iDeCoの加入可能年齢の引上げ

- iDeCoの加入には国民年金被保険者である必要があり、iDeCoの加入可能年齢については、①第1号被保険者(自営業者等)は60歳未満、②第2号被保険者(会社員・公務員等)は65歳未満、③第3号被保険者(専業主婦(夫))は60歳未満、④任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっており、違いがある。
- そこで、働き方改革によって、高年齢者の就業確保措置の企業の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げる。このため、2024年の公的年金の財政検証に併せて、所要の法制上の措置を講じる。

②iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げ

- 現在のiDeCoの拠出限度額は、第1号被保険者（自営業者等）は月額6.8万円、第2号被保険者（会社員・公務員等）のうち企業年金ありの者は月額1.2-2.0万円、企業年金なしの者は2.3万円、第3号被保険者（専業主婦（夫））は月額2.3万円となっている。
- 2024年12月より、会社員・公務員等のうち、企業年金ありの者は、拠出限度額が2.0万円に統一される予定である。
- また、iDeCoの受給を開始できる年齢については、上限年齢が75歳となっている。
- これらのiDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて、2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る。

③iDeCoの手続きの簡素化

- なお、NISAと併せて、iDeCoについても、各種手続きの簡素化・迅速化を進め、マイナンバーカードの活用も含め事務手続きの効率化を図る。

（注）税制措置については、今後の税制改正過程において検討することとされている。

7. 第四の柱：雇用者に対する資産形成の強化

<企業による資産形成の支援強化>

- また、企業における雇用者の資産形成の支援のための取組は、人的資本の戦略上も重要である。その一方で、中小企業においては雇用者の資産形成支援の取組が十分には進んでおらず、中小企業も含めた幅広い支援を行っていくことが求められる。そこで、中小企業において職場つみたてNISAや企業型確定拠出年金、iDeCoが広がるように、これらの制度の普及に取り組むとともに、必要な支援について検討を行う。
- さらに、企業による雇用者の資産形成の強化は、本年8月に公表した「人的資本可視化指針」に示したとおり従業員エンゲージメントの向上にも効果的であり、「人的資本可視化指針」も活用し、雇用者の資産形成を支援する取組を積極的に情報開示するように企業に促していく。

10. 第七の柱：顧客本位の業務運営の確保

- 家計の安定的な資産形成を図るためには、成長の果実が家計に分配される「資金の好循環」を実現することが重要である。そのため、家計の資産形成を支えるように、顧客・受益者から投資先企業へ投資がなされ、その価値向上に伴う配当等が家計に還元される一連の流れ（インベストメント・チェーン）の各参加者が期待される機能を十二分に発揮することが必要である。このため、金融事業者や企業年金制度等の運営に携わる者について、横断的に、顧客等の利益を第一に考えた立場からの取組の定着や底上げが図られるよう、必要な取組を促すための環境整備を行う。
- アセットオーナー（企業年金含む）については、受益者等の便益を最大化する観点から、アセット（資産）の性格や規模を踏まえた適切な運用リターンの実現を図る必要がある。このため、関係省庁が連携して幅広い関係者との継続的対話の体制を整備し、運用体制・手法に係る調査研究の実施やベストプラクティスの共有・普及を図るなど、運用の改善に向けた対応を進める。

私的年金税制に関する議論

自由民主党・公明党 令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日）（抄）

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(2) 今後の個人所得課税のあり方

① 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとしていくことが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

例えば、退職金や私的年金の給付に係る課税について、給付が一時金払いか年金払いによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立的ではないといった指摘がある。

また、多様で柔軟な働き方が一層拡大する中、働き方に中立的な税制を構築していくことが重要であるが、退職所得課税については、勤続年数が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みが転職などの増加に対応していないといった指摘もある。

こうした観点から、令和3年度税制改正大綱では、私的年金等の拠出・給付段階の課税について、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要性について指摘した。

私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しが求められる。個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入可能年齢の70歳への引上げや拠出限度額の引上げについて、令和6年の公的年金の財政検証にあわせて、所要の法制上の措置を講ずることや結論を得るとされていることも踏まえつつ、老後に係る税制について、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。

② 人的控除をはじめとする各種控除の見直し

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。引き続き、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、歳出面を含めた政策全体での対応も踏まえつつ、個人所得課税における人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行う。

第三 検討事項

- 1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

私的年金制度に関する今後の検討における主な視点（抄）

【経済・社会の変化】

現役

- ✓ 働き方・ライフコースの多様化、転職者の増加、高齢期の就労拡大・多様化
- ✓ 生産年齢人口の急減とそれに伴う人手不足の深刻化
- ✓ 高齢期の長期化による資産形成への意識・機運の高まり

老後

- ✓ 高齢期の長期化
- ✓ 長期化に伴う老後生活へのニーズの多様化

【経済・社会の変化と私的年金制度】

- 多様な働き方の中で、**早期から継続的に資産形成**を図ることができるようにする
- 個々の事情に応じて、**多様な就労と私的年金・公的年金の組合せ**を可能にする

私的年金制度に関する今後の検討における主な視点（抄）

【今後の検討における主な視点（例）】

- ① **国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築**
(→ 加入可能要件、拠出限度額、受給方法などの拠出時・給付時の仕組み等)
- ② **私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備**
(→ 制度のわかりやすさ、手続等の簡素化、企業年金等の普及促進
(特に、中小企業)、周知広報等)
- ③ **制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備**
(→ 投資教育・指定運用方法の検証、自動移換金対策、運用体制・手法の検証、
従来の制度改正で提起された課題等)

見直しに向けた今後のスケジュール

今後の検討課題など

2023年度
(R5年度)

4月～ 企業年金・個人年金部会での議論

- ・ ヒアリング
- ・ 論点のまとめ
- ・ 個別論点に関する議論

6月 骨太の方針等

年度末 中間整理

2024年度
(R6年度)

夏

(公的年金・財政検証)
税制改正要望

6月 骨太の方針等

年末

企業年金・個人年金部会におけるまとめ
与党令和7年度税制改正大綱とりまとめ

企業年金・個人年金部会でのヒアリング

関係者からのヒアリング

4月12日（水）：ヒアリング①

- ・ 事務局から「私的年金制度に関する今後の検討における主な視点」について説明
- ・ 石田成則・関西大学政策創造学部教授「公私役割分担の考え方と年金政策」
- ・ 谷内陽一委員「公的年金と私的年金の新たな役割分担「WPP」とは」
- ・ 上田憲一郎・帝京大学経済学部教授「私的年金制度に関するコメント」

5月17日（水）：ヒアリング②

- ・ 企業年金連合会、企業年金連絡協議会、国民年金基金連合会

6月12日（月）：ヒアリング③

- ・ 全国銀行協会、日本損害保険協会、
証券3団体（日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所協議会）

6月28日（水）：ヒアリング④

- ・ 年金数理人会、信託協会、生命保険協会

7月以降：ヒアリング結果を整理した上で、個別論点について議論

企業年金・個人年金部会でのこれまでの議論

個別論点についての議論

7月24日（月）：ヒアリング結果の整理

9月8日（金）：視点①についての議論

- ・ 働き方・ライフコースに対応し公平で中立的な私的年金制度の構築について

9月25日（月）：視点②についての議論

- ・ 私的年金制度の普及・促進について

10月17日（火）：視点③等についての議論

- (1) 資産形成を促進するための環境整備（投資教育・運用関係見直し）について
- (2) 資産運用立国について

11月13日（月）：企業年金の見える化、資産運用立国についての議論

12月11日（月）：公的年金・私的年金全体についての議論 ※社会保障審議会年金部会と合同開催

1月29日（月）：健全化法への対応、視点1～3についての追加議論

2月27日（火）：健全化法、中間整理（案）についての議論

視点1. 働き方・ライフコースに対応し公平で中立的な私的年金制度の構築

1 拠出のあり方

- ・ 総論
- ・ iDeCoの拠出限度額
- ・ 企業型DCの拠出限度額
- ・ いわゆる穴埋め型、共通の非課税限度枠の設定、
キャッチアップ拠出
- ・ 企業型DCのマッチング拠出 等

2 給付のあり方

- ・ 年金での受給促進
- ・ 受給のあり方、受け取り方 等

3 iDeCoの加入可能年齢の引き上げ

- ・ 公的年金との関係（上乘せの考え方）
- ・ 具体的な65歳以上の加入要件 等

4 iDeCoの受給開始可能年齢の引き上げ

5 国民年金基金制度

6 その他

- ・ 特別法人税の議論

等

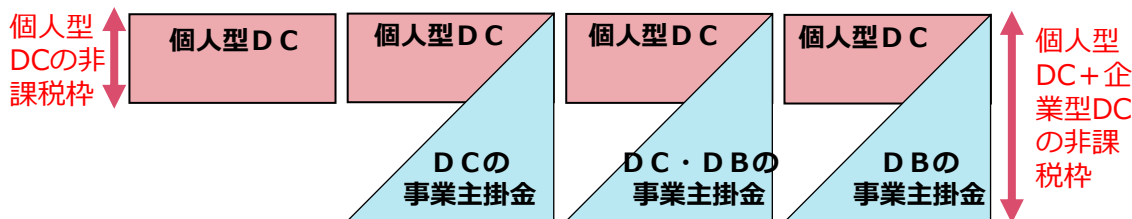
「穴埋め型」 / 「共通の非課税枠」

- 我が国においては、これまで企業年金・個人年金等に関する制度・税制が段階的に整備・拡充されてきた中で、働き方や勤め先の企業によって受けられる税制上の非課税枠が異なっているなどの課題がある。
- この点に関して、我が国でも、老後の所得確保に向けた支援（非課税拋出の枠）を公平にするとともに分かりやすい制度とする観点から、個人型確定拠出年金（個人型DC（iDeCo））等を活用した「穴埋め型」や「共通の非課税枠」についての提案がなされてきた。

粗いイメージ（被用者）

R6.12以降制度

企業年金なし 企業型DC 企業型DC+DB DBのみ

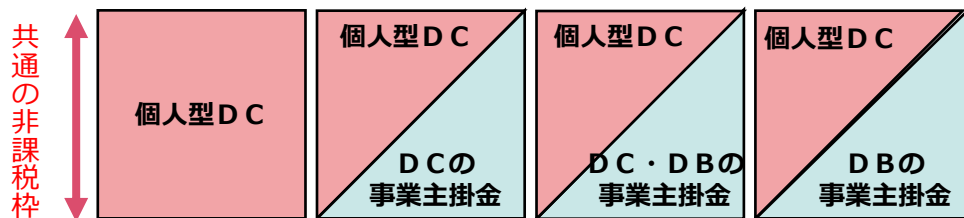


制度設計の例

- ・ 個人別に老後の備えのための非課税拋出の共通枠を設定
- ・ 企業年金がある場合は、DB・DCへの企業の掛金額を上限額から控除し、残余がある場合は個人の所得から非課税拋出が可能

穴埋め型 / 共通の非課税拋出枠

企業年金なし 企業型DC 企業型DC+DB DBのみ



(※) 企業型DCでマッチング拋出を導入している企業の場合は、個人型DCがマッチング拋出かを加入者がそれぞれ選択可能とすることも考えられる。

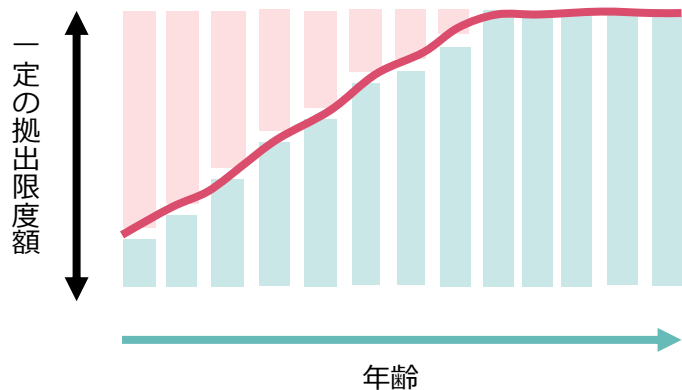
(出典) 第18回社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2020年12月23日）参考資料1を参考に厚生労働省にて作成

「生涯拠出枠」 / 「キャッチアップ拠出」

- 企業年金の多くが賃金カーブに応じた設計となっているため、若年期と中高年期とで企業年金の拠出額の差がある実態や、ライフコースに応じて個々人の拠出額は変動することから、拠出限度枠の未利用分を繰り越して使える生涯拠出枠や、退職準備世代に対して追加の拠出枠（キャッチアップ拠出）について提案があった。

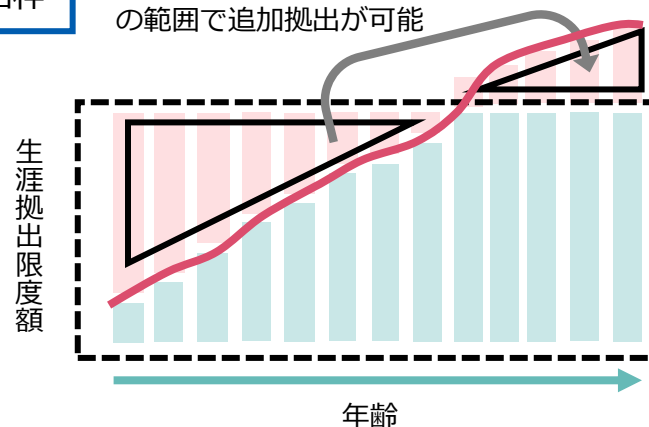
粗いイメージ

R6.12以降制度



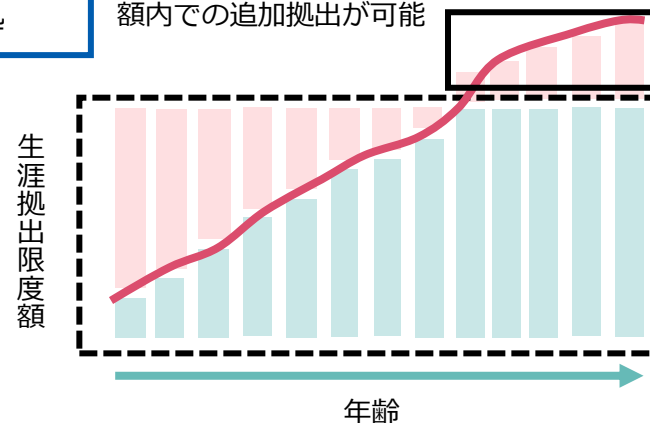
生涯拠出枠

生涯拠出限度額の未利用分の範囲で追加拠出が可能



キャッチアップ拠出枠

一定年齢以降において一定額内での追加拠出が可能



■ 就労延長（Work longer）

働けるうちはなるべく長く働く**先発投手（スターター）**



■ 私的年金等（Private pensions）

就労引退から公的年金の受給開始までをつなぐ**中継ぎ（セットアップ）陣**

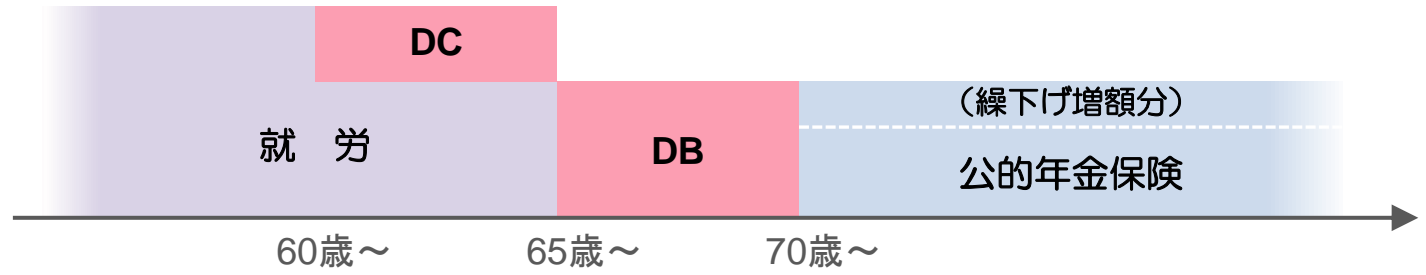


■ 公的年金（Public pensions）

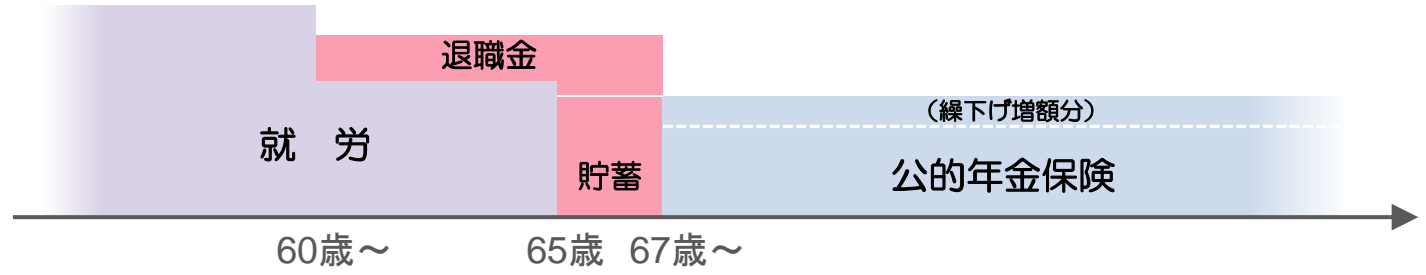
終身給付で人生の終盤を締めくくる**抑えの切り札（クローザー）**



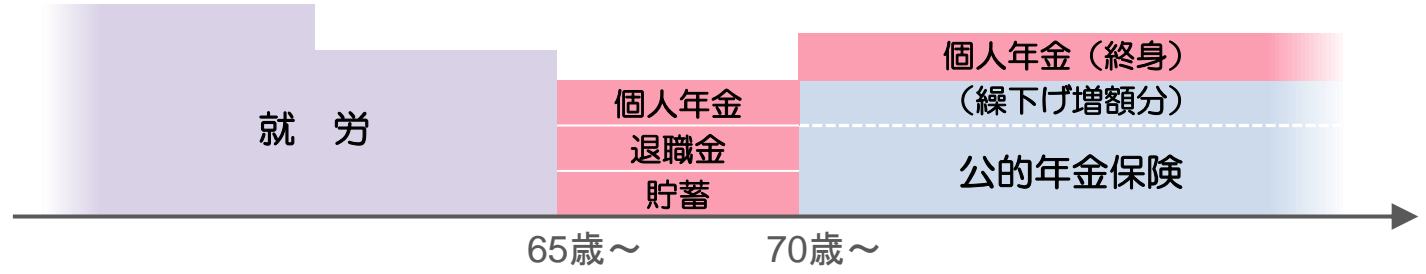
＜パターン①＞
60歳以降の給与減はDCで補い、70歳まではDBでつなぐ



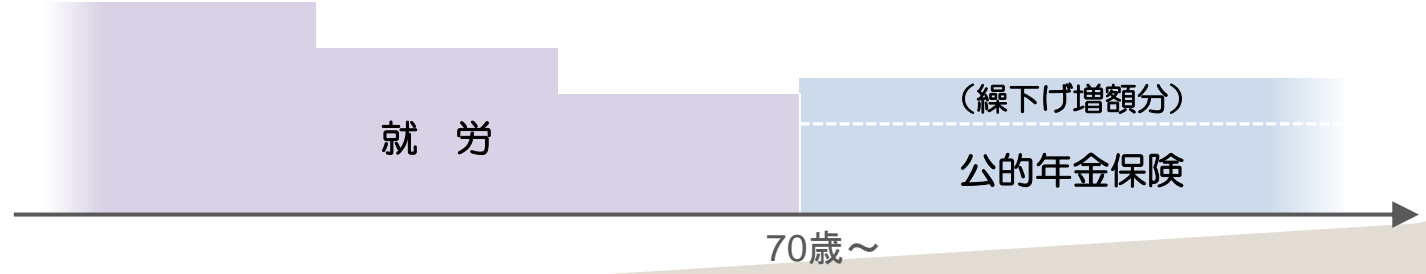
＜パターン②＞
就労と貯蓄の取り崩しで凌ぎ、頃合いを見て公的年金の受給開始を前倒し



＜パターン③＞
老後資金が想定以上に積み上がったため、私的年金も終身給付（完投）で備える



＜パターン④＞
公的年金の受給開始までの期間を就労のみで乗り切る（貯蓄は臨時的出費への備え）



(出所)谷内陽一『WPP: シン・年金受給戦略』(中央経済社)p.143より抜粋

視点2. 私的年金制度の普及・促進

- 1 私的年金の普及拡大
 - ・周知広報
 - ・相談窓口 等
- 2 中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）
 - ・iDeCo+の掛金拠出のあり方
 - ・人数要件（300人以下） 等
- 3 簡易型DC制度
- 4 手続の簡素化等
 - ・iDeCoの手続きの簡素化・効率化
 - ・オンライン化・デジタル化
 - ・中途引き出しのあり方 等
- 5 その他
 - ・ポータビリティの拡充

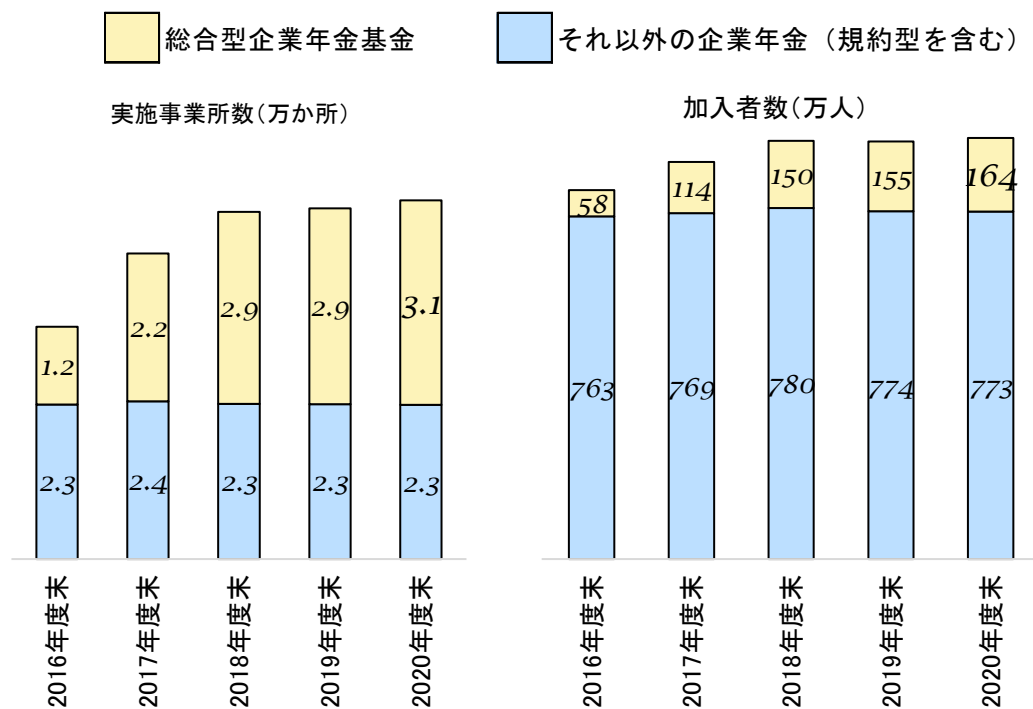
企業年金の普及に向けた中小企業向けの取組

- 中小企業における企業年金の実施率は低いため、確定給付企業年金（DB）・確定拠出年金（DC）の各制度において、主に中小企業が取り組みやすいよう支援策を実施している。

		実施要件	負担軽減の概要
確定給付企業年金	受託保証型確定給付企業年金	<ul style="list-style-type: none"> ・資産額が数理債務の額を下回らないことが確実に見込まれること（保険契約により、積立不足が発生しないことが確実に見込まれること） ・加入者数の規模による制限はないが、規約型に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡便な方法による掛金・債務計算が可能 ・掛金計算の基礎を示した書類の提出不要 ・運用の基本方針の作成不要 ・事業報告書の一部事項の記載不要 ・貸借対照表、損益計算書の記載不要
	簡易な基準に基づく確定給付企業年金	加入者数が500人未満 <small>※施行当初は300人未満、2010年より500人未満</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・簡便な方法による掛金・債務計算が可能 ・当分の間、年金数理に関する書類について、年金数理人の確認が不要
確定拠出年金	簡易型確定拠出年金	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者となる者が300人以下 <small>※施行当初は100人以下、2020年より300人以下</small> ・すべての厚生年金被保険者を加入者とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・掛金額は定額 ・提供商品数は2本以上 ・加入者掛金の額は選択肢が1つでも可能 ・添付書類等の簡素化
	中小事業主掛金納付制度	企業年金（企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金）を実施しておらず、使用する厚生年金被保険者が300人以下の中小事業主 <small>※施行当初は100人以下、2020年より300人以下</small>	従業員の老後の所得確保に向けた支援をiDeCoを活用して実施

総合型DB基金

- 総合型DB基金の実施事業所数、加入者数は着実に増加しており、中小企業などの受け皿となっている。



※ 受託保証型DBは含まれていない。

- ガバナンスの課題が指摘されていたことから、代議員の選任方法の見直し、年金資産が20億円を超えた場合の会計監査又はAUP（公認会計士等が事前に合意された確認内容の確認を行うもの）の導入が行われた。（2020年9月法令改正）

簡易な基準に基づくDB

- 加入者数500人未満のDBでは、掛金計算や財政検証において簡便な方法による数理計算が認められている。
- 2023（R5）年3月末時点で3,695件。

受託保証型DB

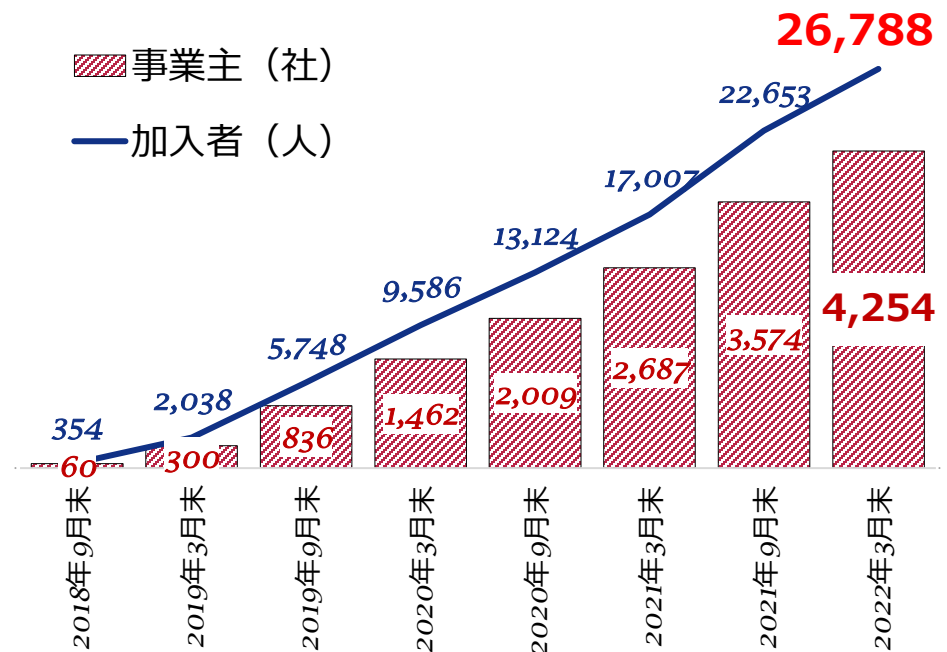
- 保険契約により、積立不足が発生しないことが確実に見込まれるDBである。
- 掛金計算や財政検証において簡便な方法による数理計算が認められており、手続も簡素化されている。
- 2023（R5）年3月末時点で491件。

（出所）上記数値は全て年金局調べ。

中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）

- 企業年金の実施が困難な中小企業が、iDeCoに加入する従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出できる仕組み（企業年金ではない）
- 2020（R2）年10月、**対象となる企業の規模を従業員100人以下から300人以下に拡大**した。

事業主の条件	<ul style="list-style-type: none"> 企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない従業員300人以下の事業主 ※ 従業員とは厚生年金被保険者をいう
労使合意	<ul style="list-style-type: none"> 事業主掛金を拠出する場合に労働組合等の同意が必要
拠出の対象者	<ul style="list-style-type: none"> iDeCoに加入している従業員のうち、事業主掛金の拠出に同意した者（職種又は勤続期間を一定の資格として定められる）
拠出額	<ul style="list-style-type: none"> 定額（職種、勤続期間のほか、合理的な理由のある一定の資格ごとに設定できる）



視点3. 資産形成を促進するための環境整備（投資教育・運用関係見直し）

1 DB・DC共通の論点

(1) 加入者のための見える化の充実

- ・ 加入者・受給者のための見える化
- ・ 拠出や給付の見える化
- ・ iDeCoの拠出限度額の見える化
- ・ DBの見える化

等

(2) DB・DCのガバナンス強化

(3) その他

- ・ いわゆる選択型DB・DC

2 DB制度の環境整備

(1) DBの運用力の向上

(2) DBの加入者のための運用の見える化

(3) その他（給付減額判定基準、個別同意等）

3 DC制度の環境整備

(1) 運営管理機関、事業主、加入者本人の各段階における適切な運用の方法の選定

(2) DCの加入者のための運用の見える化

(3) 投資教育の充実

(4) 指定運用方法の見直し

(5) 自動移換

経済財政運営と改革の基本方針2023 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023

経済財政運営と改革の基本方針2023（2023年6月16日）

第2章 新しい資本主義の加速

1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

（家計所得の増大と分厚い中間層の形成）

2,000兆円の家計金融資産を開放し、持続的成長に貢献する「資産運用立国」を実現する。（中略）資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じた資産運用業等の抜本的な改革に関する政策プランを年内に策定する。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（2023年6月16日）

Ⅶ. 資産所得倍増プランと分厚い中間層の形成

2. 資産運用立国に向けた取組の促進

現状において、我が国の家計金融資産 2,000 兆円のうち 500 兆円は、資産運用会社や年金等のアセットオーナーを経由して運用されており、その運用力の向上は家計へのリターンを高め、投資の拡大を促していくために不可欠である。

他方で、一部の資産運用会社やアセットオーナーでは、海外と比べて専門性や人材が不足している等、運用力の向上に向けた取組が十分ではないとの指摘がある。このため、機関投資家として家計金融資産等の運用を行う、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化を強力に推進すべく、資産運用立国の実現に向けた取組を行う。

具体的には、資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化やスチュワードシップ活動（企業との対話）の実質化、国内外の資産運用会社の新規参入の支援拡充・競争促進、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じて、資産運用業等を抜本的に改革する。

我が国の運用セクターを世界レベルにするため、これらの取組を含む具体的な政策プランを新しい資本主義実現会議の下で年内にまとめ、国内外への積極的な情報発信を含めた必要な対応を進める。

資産運用立国プラン アセットオーナーシップの改革 概要

(令和5年12月13日 内閣官房 資産運用立国分科会取りまとめ)

4. アセットオーナーシップの改革

● アセットオーナー・プリンシプルの策定（2024年夏目途）

※ アセットオーナーの範囲は、公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンドなど幅広いが、共通して求められる役割として、運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則を策定。

● 企業年金の改革

- ・ 確定給付企業年金（DB）について、加入者の最善の利益を達成するため、運用委託先の定期的な評価、必要に応じて運用力次第で委託先を変えるなどの見直しを促進
- ・ 小規模DBが企業年金連合会の共同運用事業を活用できるよう、選択肢拡大を含め、事業の発展等に向けた取組を促進
- ・ 企業型確定拠出年金（DC）において、労使合意に基づき指定運用方法の投資性商品への変更や運用商品の商品構成の改善など運用方法の適切な選択がなされるよう、指定運用方法や運用商品の構成等に係る情報の見える化、継続投資教育、取組事例の横展開等の取組を促進
- ・ 企業年金（DB・DC）について、厚生労働省が情報を集約・公表することも含めて、運用状況等を含む情報の他社と比較できる見える化を行う

(出所) 資産運用立国プラン本文より厚労省作成

企業年金（DB）のガバナンス

- 受託保証型を除く全てのDBにおいて、積立金の運用の目的やその資産構成などの事項を記載した「運用の基本方針」や、長期にわたり維持すべき資産の構成割合である「政策的資産構成割合」の策定を義務付ける等、ガバナンスに関する制度整備を行ってきた。

運用に係る主な責任

運用の基本方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運用の基本方針として、運用の目的、運用目標、資産構成、運用受託機関の選任、運用業務に関する報告の内容及び方法、運用受託機関の評価に関する事項等を定めなければならない。（DB令第45条及びDB規則第83条）
政策的資産構成割合の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○ ALM分析（資産と負債のバランスが保てるように将来推計をするシミュレーション）等を用いて合理的な手法で最適と認められる資産構成割合（「政策的資産構成割合」）を策定しなければならない。（DB規則第84条、ガイドライン） ※ オルタナティブ投資を行う場合、その目的や位置づけ・割合、リスクに関する留意事項を定めなければならない。
運用受託機関の選任	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運用受託機関に対する資産の運用の委託が資産全体からみて過度に集中しないよう、集中投資に関する方針を定めなければならない。（但し、合理的理由がある場合は除く）（ガイドライン） ○ 受託機関の選任にあたっては、運用実績に関する定量評価だけでなく、定性評価（ESG投資、スチュワードシップ活動を含む）を加えた総合評価により行うことが望ましい。（ガイドライン）
運用コンサルタント等の利用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運用の基本方針、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定、運用受託機関の選任、運用評価等に関し、必要な場合には、運用コンサルタント等外部の機関に分析・助言を求めることが考えられる。（ガイドライン） ○ 運用コンサルタント等は、金融商品取引法上の投資助言・代理業者でなければならない。また契約を締結する際は、運用コンサルタント等の運用機関との契約関係の有無を確認しなければならない。（ガイドライン）

主な運用体制の整備

資産運用委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年金運用責任者に対し意見を述べるため、積立金の額が100億円以上等の要件を満たすDBは、資産運用委員会を設置しなければならない。（DB令第46条の2、DB規則84条の4、ガイドライン）
総合型基金の代議員の選任	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2以上の事業主が共同して設立する基金の選定代議員（事業主が選定する代議員）の数は、事業主数の10分の1（事業主数が50を超える場合は50等）以上とする。（DB令第10条の2）

(注) 「DB法」…確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）「DB令」…確定給付企業年金法施行令（平成13年政令424号）「DB規則」…確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）「ガイドライン」…確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（平成14年3月29日年発0329009号）

DBの見える化（加入期間中） ーDBにおける資産運用ガイドラインの見直しー

- 加入者への業務概況の周知は、加入者に対する説明責任を果たし、加入者利益に沿った企業年金の運営が行われるよう、事業主等に対して義務付けているもの。
- 直近では、平成30年4月に下記のガイドラインを改訂し、加入者のDB制度への関心・理解を深める観点から、図表を用いる等わかりやすく開示するための工夫を講じている。

確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)」（平成14年3月29日年発第0329009号）

6 その他

(3) 加入者等への業務概況の周知

(加入者への周知)

- 事業主等は、加入者に対し、毎事業年度一回以上、管理運用業務に関する規約並びに次のaからcまでの事項を、ア、イ、ウ、エのいずれかの方法により周知させなければならない。(法第73条及び規則第87条参照)
 - a 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
 - b 運用の基本方針の概要等
 - c 資産運用委員会を設置している場合にはその議事の概要等
 - ア 常時設立事業所の見やすい場所へ掲示する方法
 - イ 書面を加入者に交付する方法
 - ウ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各設立事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
 - エ その他周知が確実に行われる方法(例えば規約型企業年金の実施事業所又は基金のホームページへの掲載など)
- 事業主等は、当該規約の変更を行った場合は、速やかにその周知を行わなければならない。
- なお、事業主等は、管理運用業務に係る事項について労働組合等の同意を得るまでの議論又は理事会及び代議員会における議事の状況その他の情報についても希望があれば提供する旨を、加入者に対し、あらかじめ知らせておくことが望ましい。
- また、事業主等は運用受託機関から、その運用受託機関が行ったスチュワードシップ活動に関し報告を受けた場合には、当該報告についても、加入者に対し周知することが望ましい。
- また、加入者の関心・理解を深めるため、必要に応じて図表を用いる等加入者へわかりやすく開示するための工夫を講ずることが望ましい。積立水準について他の確定給付企業年金との比較をすることなども考えられる。
- その他、確定給付企業年金を実施する事業主は、企業の退職金制度の全体像及びその中での当該確定給付企業年金の位置づけを解説すること等も考えられる。基金においても、基金型事業主と十分に連携し情報提供を受けた上で、同様の解説をするか、あるいは、基金型事業主に同様の解説を促すことが望ましい。

DBの見える化（加入期間中）

－DBに係る事業及び決算に関する報告書－

- 厚生労働省がDBの実施状況等を把握するために、事業主等は、事業年度ごとに、DBに係る事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働省に提出する必要がある（一般に公開することは想定されていない）。

事業報告書 記載項目
1. 適用状況（実施事業所数及び加入者数）
2. 給付状況（件数及び金額）
3. 掛金拠出状況
4. 年金通算状況（他制度からの資産の受換件数、他制度への資産の移換件数）
5. 資産運用状況（受託保証型DBを除く） （1）政策的資産構成割合等、期待収益率、リスク、予定利率、調整率、資産運用委員会の設置の有無 （2）資産別残高及び資産構成割合 （3）運用機関別資産残高等（総幹事会社名、運用コンサルタント会社名含む） ※ 基金については、上記に加え、自家運用に関する特記事項の記載を求めている

決算に関する報告書
1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較並びに積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類

企業年金の情報開示

企業年金の運用に係る情報開示の日米比較

- 米国では、ERISA法に基づき、企業年金の運用状況等を含む年次報告書が、労働省のウェブサイト上で公開されている。
- 日本では、法令に基づき、企業年金の運用に係る情報等は、事業主・基金から厚生労働省に提出されるとともに、事業主・基金から、加入者に通知または周知されている。ただし、情報公開は義務付けられていない。

米国	日本
情報共有のあり方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令に基づき、企業年金制度（DB、DC）の年次報告書（Form5500）の提出が義務づけられ、労働省のウェブサイトで一般に公開されている。 （加入者が100人未満の場合は、極めて簡素な内容で可。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令に基づき、企業年金制度（DB、DC）それぞれについて、運用に係る情報の、加入者への通知または周知が義務づけられている（但し、情報公開は義務づけられていない）。 （一部の簡易な類型については不要。）
運用に係る通知/開示内容	
DB	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度の運用利回り ・ 資産の構成割合 ※ 加入者が1,000人以上の場合のみ （株式、投資適格債、ハイイールド債、不動産、その他） ・ 実効金利 ・ 積立水準 ・ サービス提供機関 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積立金の運用収益または運用損失 ・ 資産の構成割合 ・ 積立水準 ・ 運用の基本方針（運用の目的・運用目標、運用の受託機関の評価に関する事項等）の概要 等
DC	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用の方法（手数料水準等） ・ サービス提供機関 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用の方法（利益又は損失の実績、手数料水準等） ・ 運営管理機関（事務費等） 等

（出所）米国労働省ウェブサイト等の情報に基づき作成

DCの運用方法等に係る加入者への情報提供

- 運用関連運営管理機関等が企業型年金加入者等に情報を提供する場合にあっては、以下のとおり、提示する運用の方法の全体構成に関する情報のほか、各運用の方法に関する情報を加入者等に提供するものとされている（法第24条、施行規則第20条）。
- また、運用関連運営管理機関は自身の選定した運用の方法の一覧をインターネットで公表することとしている（法第23条、施行規則第19条の3）。

1. 運用の方法の内容（次に掲げるものを含む。）に関する情報
 - イ 利益の見込み及び損失の可能性に関する事項
 - ロ 運用の方法に係る資金の拠出の単位又は上限額があるときは、その内容に関する事項
 - ハ 運用の方法に係る利子、配当その他の利益の分配方法に関する事項
2. 過去十年間（当該運用の方法の過去における取扱期間が十年間に満たない場合にあっては、当該期間）における当該運用の方法に係る利益又は損失の実績
3. 個人別管理資産に係る運用の方法ごとの当該運用の方法における持分に相当する額（手数料、報酬その他の当該運用の方法に係る契約の変更又は解除に要する費用に相当する額を控除した額）の計算方法
4. 運用の方法を選択し、又は変更した場合に必要な手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報
5. 次のイから二までに掲げる運用の方法の区分に応じ、当該イから二までに掲げる情報
 - イ 預貯金の預入 預金保険制度等の対象となっているか否かについての情報
 - ロ 金融債の売買 預金保険制度等の対象となっているか否かについての情報
 - ハ 金銭信託の預入 預金保険制度等の対象となっているか否かについての情報
 - ニ 生命保険又は損害保険への保険料の払込み 保険契約者保護機構による保護の対象となっているか否かについての情報
6. 金融サービスの提供に関する法律 第四条第一項に規定する重要事項に関する情報
7. 前各号に掲げるもののほか、企業型年金加入者等が運用の指図を行うために必要な情報

運用の方法の公表例

- 運営管理機関ごとに、運用の方法の一覧の公表のあり方は異なっている。

<公表例①>

名称	分類・地域	基準価額 (前日比)	ファンド レーティング	トータルリターン			信託報酬	比較
				○か月 △▽	○年 △▽	○年 △▽		
△▽	△▽	△▽	△▽	○か月 △▽	○年 △▽	○年 △▽	△▽	△▽
Aファンド	国際/国内 株式/債券 グローバル/エマ ージング	○○○ (±○)	★★	○%	○%	○%	○%	<input type="checkbox"/>
...
...
...
...

チェックしたファンドに
限定して、比較できる

<公表例②>

分類	名称	略称名	商品提供機関	商品情報	実績
投資信託	Aファンド	A DC	A金融機関	目論見書	月次レポート
...
...
...
...

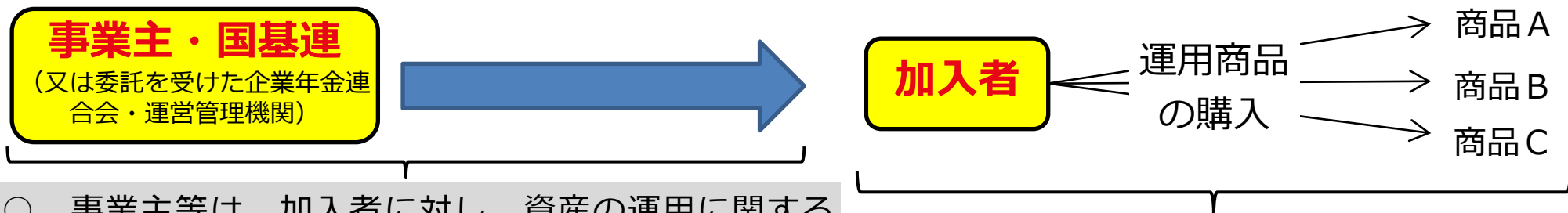
別の画面・資料に遷移すると
内容を確認できる

(出典) 運営管理機関による公表サイトをもとに厚生労働省作成。

(注) 特定の運営管理機関を想定して記載したのではなく、各運営管理機関の公表事例を一般化してまとめたものであることに留意。

企業型DC実施事業主等による投資教育の実施

- 確定拠出年金については、**加入者自らが年金資産を運用する仕組み**。運用実績に基づいた年金が給付される。
- このため、加入者が自らのニーズに応じて適切に運用商品を選択することができるよう、企業型DCにおいては事業主が、iDeCoにおいては国民年金基金連合会（国基連）が、加入者に対し、投資教育を実施することが**法律上の努力義務**とされている。
（事業主・国基連の委託を受けた企業年金連合会等も実施）



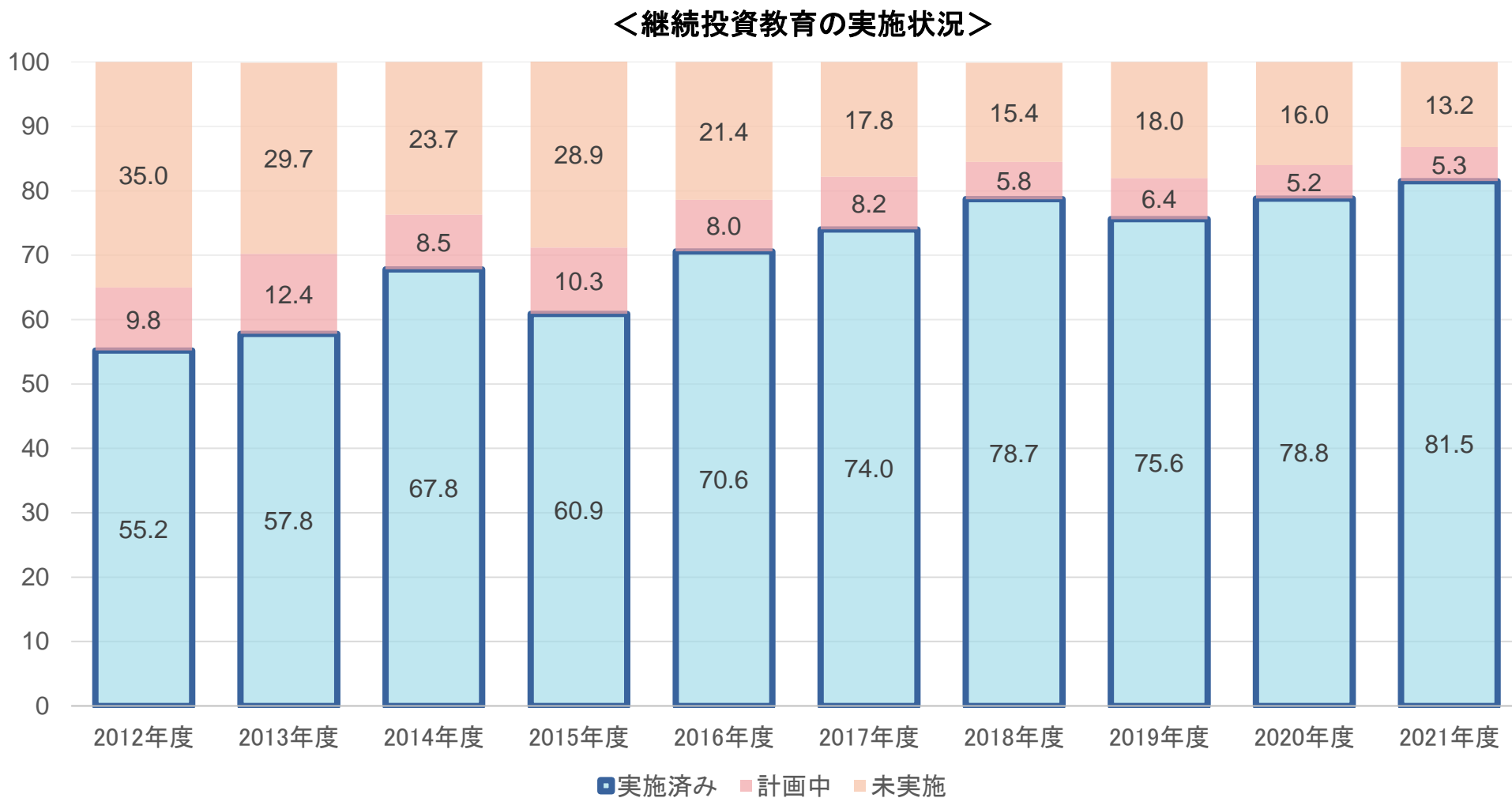
- 事業主等は、加入者に対し、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他必要な措置として、
 - ・ 確定拠出年金制度等の具体的な内容
 - ・ 金融商品の仕組みと特徴
 - ・ 資産の運用の基礎知識等について、資料やビデオの配布、説明会の開催等を実施。

- 加入者は、運用に関する情報提供等を踏まえ、記録関連運営管理機関への指図を通じて、運用商品を購入し、自らの年金資産を運用する。

これらの取組を総称して、『投資教育』という。

継続投資教育の実施状況

○ 継続投資教育の実施率は、向上しつつある。

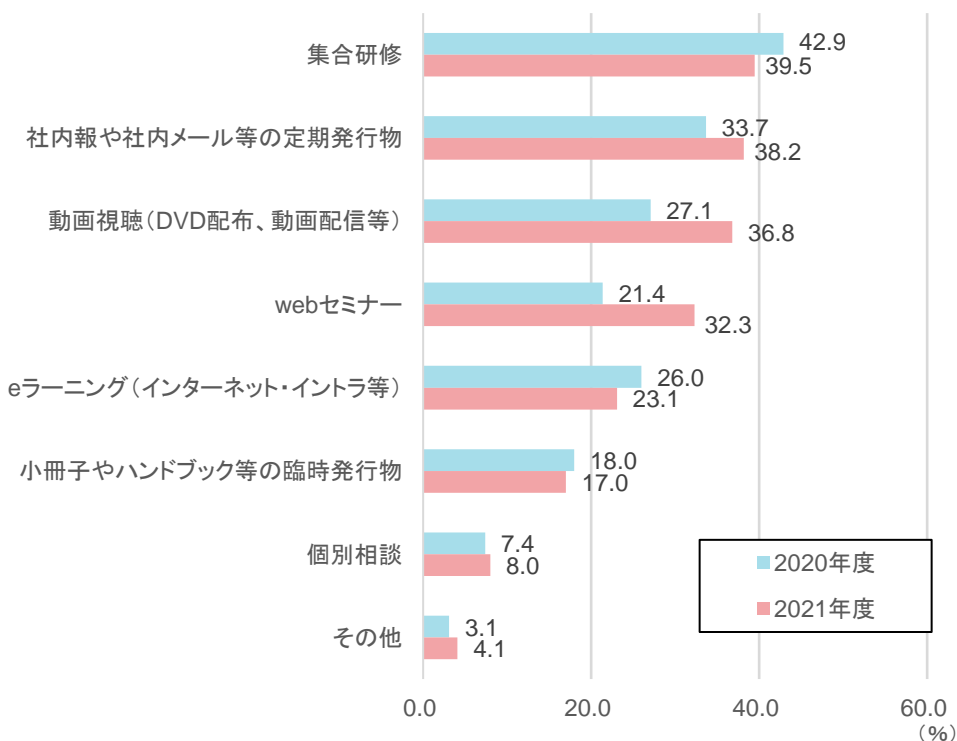


(出所) 企業年金連合会資料を基に厚生労働省作成(2012年度決算～2021年度決算)

継続投資教育の手法

- 継続投資教育の手法としては、「集合研修」、「定期発行物」、「動画視聴」、「webセミナー」が多い。
- 社員の意向を踏まえてセグメント化し、効果的な継続投資教育を実施している例もみられる。

<継続投資教育の手法(複数回答可)>

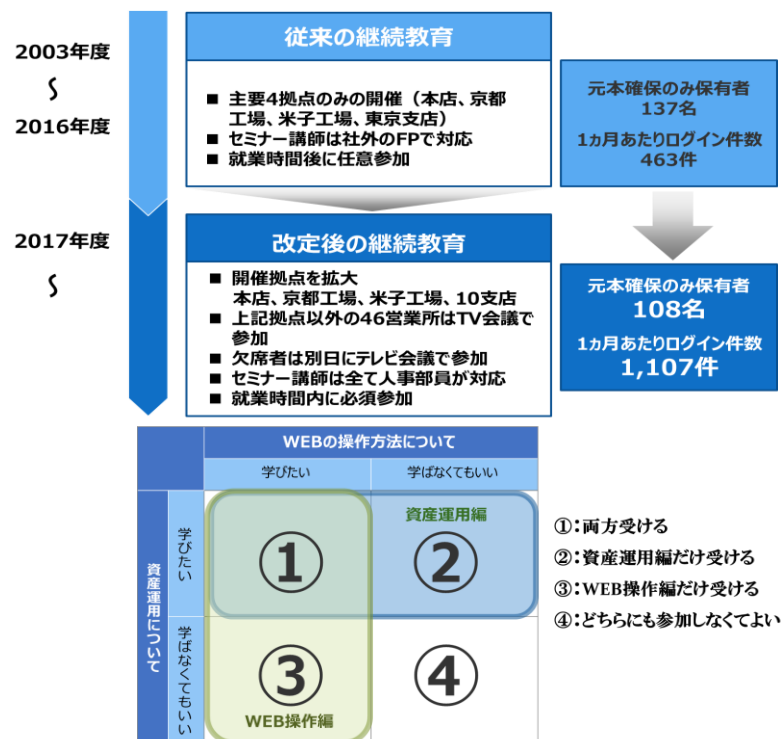


(出所) 企業年金連合会資料より厚生労働省作成
(2020年度決算: n=543、2021年度決算: n=511)

※ 継続投資教育を実施していると回答した企業の担当者を対象。

鶴見製作所

事前にWEBアンケートを実施し、社員の意向を調査してセグメント化し、効果的な継続投資教育を実施している。



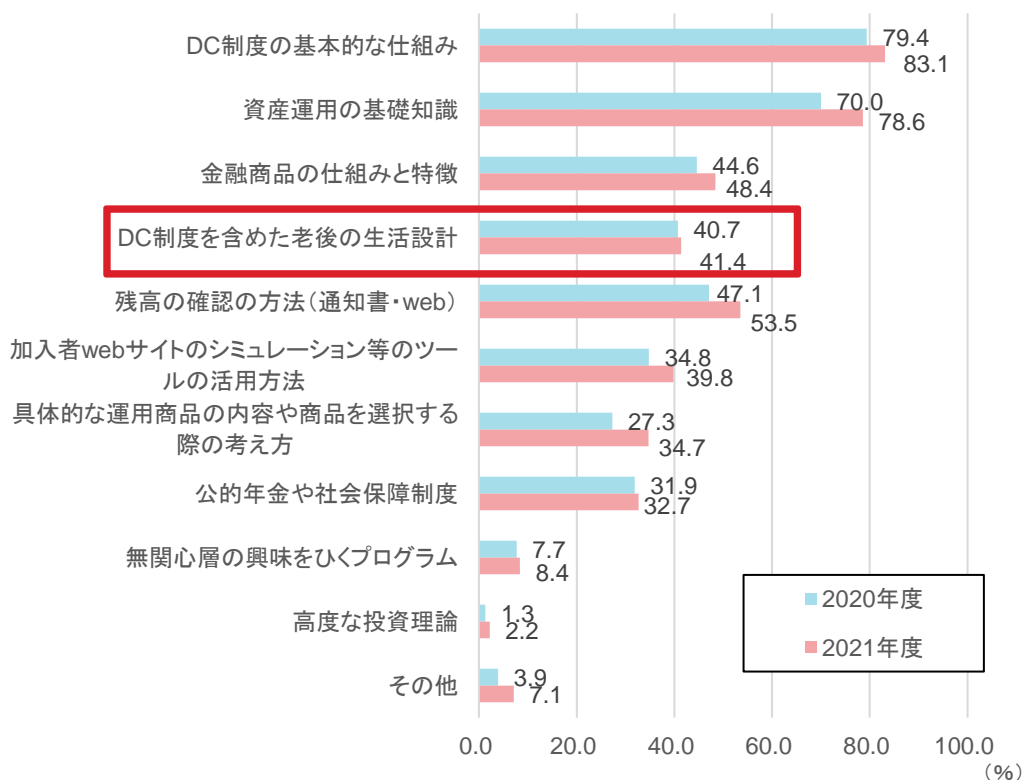
(出所)

「DCエクセレントカンパニーフォーラムin大阪」(2019年11月開催)資料を基に作成
※ DCエクセレントカンパニー表彰(主催:NPO法人 確定拠出年金教育協会)において、継続投資教育等に積極的に取り組んでいる企業に贈られる「エクセレントカンパニー表彰」を受賞(2019年度)。上記事例は、表彰時点の取組であることに留意が必要。

継続投資教育の内容

- 投資教育の内容は、「DC制度の基本的な仕組み」、「資産運用の基礎知識」、「金融商品の仕組みと特徴」などが多くなっている。
- 投資教育は、加入時と加入後の継続教育時の特徴を踏まえ、計画的に実施されることとされている。
- 退職後の生活の長期化に伴って、受給後の資産運用・取り崩し方など、受給に向けた老後の生活設計に関する教育の重要性が指摘されているが、半数程度の実施に留まっている。

＜継続投資教育の内容(複数回答可)＞



【参考:確定拠出年金制度について(法令解釈通知)(抄)】

第3 資産の運用に関する情報提供(いわゆる投資教育)に関する事項

1. 基本的な考え方
2. 加入時及び加入後の投資教育の計画的な実施について
 - (1)加入時には、(中略)
 - (2)加入後の継続的な投資教育は、(中略)
 - (3)加入時及び加入後の投資教育については、それぞれ、上記のような目的、重要性を有するものであり、その性格の相違に留意し、実施に当たっての目的を明確にし、加入後の教育を含めた計画的な実施に努めること。

3. 法第 22 条の規定に基づき加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容

- (3)具体的な内容
 - ① 確定拠出年金制度等の具体的な内容
 - ② 金融商品の仕組みと特徴
 - ③ 資産の運用の基礎知識
 - ④ 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計

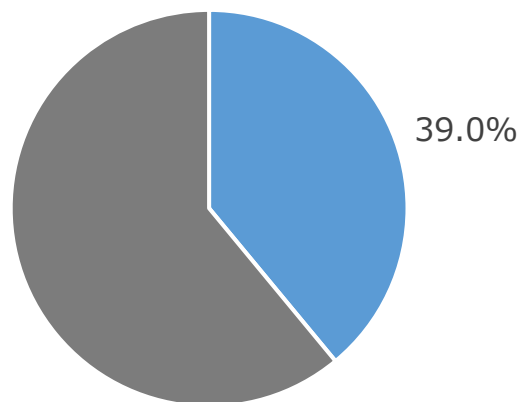
(出所)企業年金連合会資料(2020年度決算:n=543、2021年度決算:n=510)より厚生労働省作成

※ 継続投資教育を実施していると回答した企業の担当者を対象。

指定運用方法の設定（企業型DC）

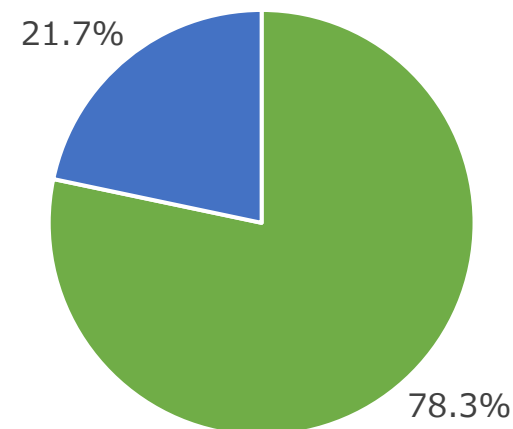
- 2016年改正において、加入者による運用の指図が行われなかった場合、一定期間（特定期間や猶予期間）を経た後は加入者の指図とみなす効果を有する「指定運用方法」の規定を整備。
- 指定運用方法を設定している事業所の割合は全体の39%。うち、元本確保型商品を設定している事業所の割合は78%。指定運用方法を設定している事業所の加入者等のうち、指定運用方法の適用加入者等の割合は、11.5%。

指定運用方法の設定事業所の割合



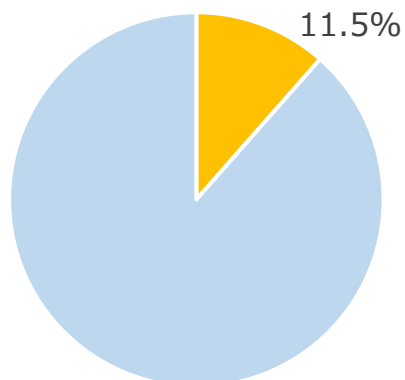
指定運用方法の商品構成

（事業所毎）



■ 元本確保型商品
■ 非元本確保型商品

指定運用方法を設定している事業所の加入者等のうち、指定運用方法の適用加入者等の割合



（出典）令和4年度中に事業年度末が到来し、提出された「企業型年金に係る業務報告書」を基に集計。

指定運用方法例

- 指定運用方法の選定に際しては、運営管理機関が候補となる商品とその選定理由を提示することとされている。
- 指定運用方法については、運用方法ごとに、信託報酬等の手数料にばらつきがみられる。

<指定運用方法例（個別情報をもとに一般化して作成）>

	指定運用方法	種類	信託報酬率	選定理由
A社	グローバルバランスファンド	投資信託の受益証券 (バランス・ファンド/グローバル)	年0.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な収益確保とリスク低減 ・安定的運用の実現が期待できる ・信託報酬を含むトータル・コストは低水準
B社	ターゲット・イヤー・ファンド	投資信託の受益証券 (ターゲット・イヤー・ファンド /グローバル)	年0.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・各資産のマザーファンド(パッシブファンド)の実績 ・年齢に応じたリスク抑制 ・相対的な信託報酬の低さ
C社	バランス・ファンド(安定型)	投資信託の受益証券 (バランス・ファンド/グローバル)	年0.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・商品提供会社の財務状況 ・安定的な収益確保と長期的なリスク抑制
D社	ターゲット・イヤー・ファンド	投資信託の受益証券 (ターゲット・イヤー・ファンド /グローバル)	年0.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・リターン、リスク、手数料、運用結果が掛金の合計額を上回る可能性を総合的に考慮
E社	保険(10年)	利率保証年金保険	—	<ul style="list-style-type: none"> ・商品提供会社の財務状況と運用実績 ・長期的に安定した運用が期待できる
F社	定期預金(10年)	預金又は貯金の預入	—	<ul style="list-style-type: none"> ・運用未経験者及びやむを得ず指図を行えない従業員の金融理解度やリスク許容度を考慮

(出典) 運営管理機関による公表資料・事業報告書をもとに厚生労働省作成。

(注) 必ずしも特定の商品をもとに記したのではなく、各運用商品の情報を一般化してまとめたものであることに留意。

金融経済教育推進機構の概要

名称

金融経済教育推進機構

設立（現時点での想定スケジュール）

2024年4月設立、同年8月本格稼働

根拠法

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律

（2023年11月29日公布）

目的

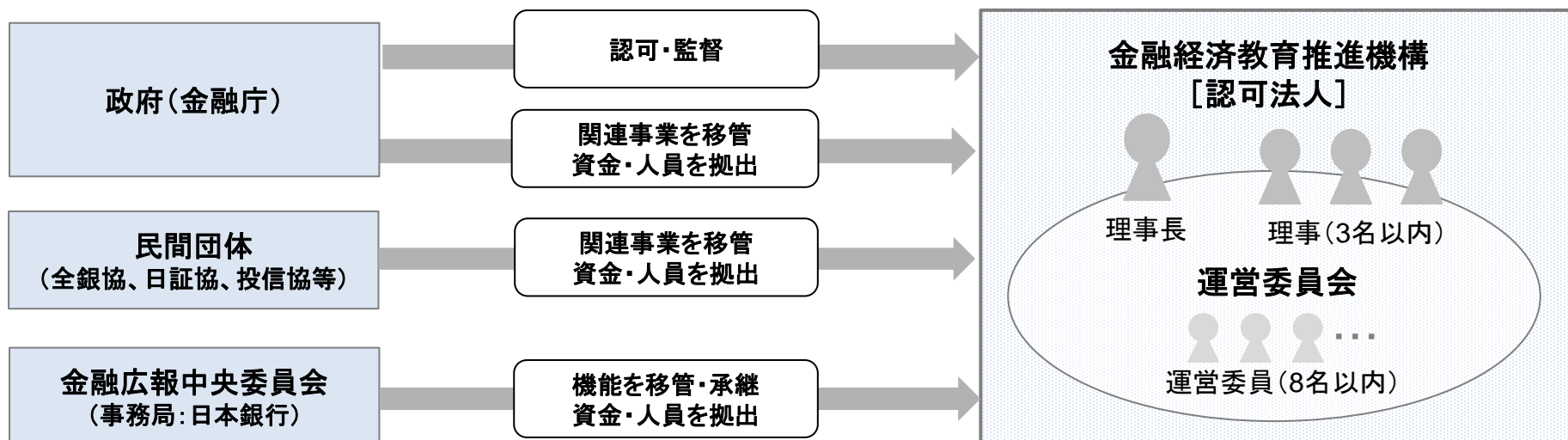
適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導（金融経済教育）を推進すること。

職員数

約70名

予算規模（年間の事業費）

約20億円（内、9割以上は民間から拠出）



※ 都道府県金融広報委員会、日証協地区協会、各地銀行協会等の地方組織と連携。

金融経済教育推進機構の事業概要

- 効率・効果的な教育活動を抜本的に拡大するとともに、個人の意識の向上や具体的な行動変容につなげる観点から、個人に寄り添ったアドバイスが得られる環境を整備する。

【主要な事業】

1

講師派遣事業

- 官民一体となって、「学びの場」づくりを強化。
- 企業の従業員向けセミナーの充実。
- 学校・教員支援の強化。

3

個別相談事業

- 「家計管理」「生活設計」「資産形成」等に関し、個人の状況に応じたアドバイスを提供。

2

イベント・セミナー事業

- 企業の従業員向けセミナーの充実。
- 学校・教員支援の強化。

4

認定アドバイザー事業

- 特定の金融事業者・金融商品に偏らないアドバイスを行うアドバイザーを認定・公表・支援。

- 事業の推進に当たって、教材の充実や講師の質の向上のほか、調査分析に基づきPDCAを回すことで、より良い教育活動の充実を図る。

5

教材・コンテンツ制作 その他情報発信

- ✓ 官民の各団体が有するノウハウを結集。
- ✓ 対象層別の標準講義資料の導入。

6

養成プログラム

- ✓ 認定アドバイザーが、分野横断的な教育を行えるよう、知識習得の機会を担保。

7

調査・分析

- ✓ 教育活動の目標やKPIを設定。
- ✓ 個人の意識や行動に関する実態調査を実施。